「後期幕府直轄時代」について（11）

今回は、安政6年（1859）6月2日、諸外国との修好通商条約により、通商貿易港として開港した箱館港での貿易の状況についてみてゆきます。

貿易諸規則の制定

箱館奉行は、外国貿易の開始に先立ち、運上会所並びに改舟旗印、運上会所諸取扱手続、貿易仕法等を制定し、安政6年5月に布達しました。

その概要は、「ロシア、フランス、イギリス・オランダ・アメリカとの交易を許すことにし、外国の役人・商人を取り締まるため居留地を設け、居留の者や船員については、十里（約40㎞）に限り遊歩できるものとし、宿泊についても許可する。また、交易については、その荷物の品柄や代料等を書面にして荷主調印のうえ役所に提出し、指図を受ける事。外国商人に渡す荷物については申し立て次第、改めの役人を遣わすので申し出る事。輸出品は全て五分（5％）の運上を外国人より取り立てる事。軍用の品や米・麦・銅・牛・煎海鼠・乾鮑・石炭等は御手捌き（幕府の直取引）の外は交易禁止。アヘンの持込は厳禁とし、貨幣は造らず、金銀並びに銅銭は輸出停止。交易品の出し入れは朝五時から夕七時半までで、夜間の荷物の揚げ下げは申し立てる事とし、無許可で行えば荷物を取り上げる事。外国人らの不法や申し立てがあれば、詳細書面で訴え出る事。売り掛け貸し金滞などについては、一通り取締りの外国役人へ申し遣わすが、なるべく売り掛け貸し金をしないよう心得る事」などを示しました。

昆布の暴騰

幕末に昆布貿易で多くの利益を手にし、明治期に実業家・政治家となった根室の柳田藤吉の経験談によれば、安政6年6月2日に入港したイギリス帆船イリサメル号には、英国商人と番頭の清国（現中国）広東人が乗船しており、柳田の商店前で数年たったと思われる昆布を示したので、三石と十勝産の昆布を見本として渡したところ、8月に再び来港し、いくらでも買い入れると申し込みました。

この時、幌泉（現えりも町）産の現地での場所買い付け価格が百石（二万五千斤）（約15ｔ）六十八両であったものを、柳田は百石百六十両で買い取り、百斤（60㎏）一両とし、百石二百五十両で千石をイリサメル号に積みました。

出帆の際に柳田は、広東人番頭から三千両を託され、昆布を買い置くよう言われましたが、すでに現地での場所買い付け価格は九十八両に高騰し、9月に入港した際には、百石三百両で仕入れたものを四百両で売り払い、その年の内に終に百石五百両になったとしています。

外国商船の入港状況と貿易品

この年の箱館には、アメリカ国商船が10隻とイギリス国商船が9隻入港しました。開港して5年で商船が148隻入港し、軍艦は99隻、捕鯨船等は60隻ありましたが、商船以外はただその船に必要な物資の購入のみでした。

貿易品は、昆布・スルメ・干鮑・煎海鼠などの海産物や、大豆・馬鈴薯・煙草などの農作物、鹿角・鹿皮、さらに鉱物の硫黄なども採掘して輸出されました。輸入品は箱館に居住する外国人らの需要品で、極めて小額でした。

箱館の貿易は輸出が主で、輸入は僅かな片貿易であり、主にアメリカ・イギリスの商船が、箱館で購入した物資を清国で売りさばくもので、多くは清国人を番頭にし、欧米人を介した清国貿易と呼べるものでした。

金・銀・銅貨の流出

日本の貨幣と外国貨幣との関係は、金は金、銀は銀と同種の貨幣を、秤合わせて通用させましたが、特に金と銀との交換比率は3倍の相違があり、外国に有利となっていました。外国人は自国の銀貨を秤合わせで日本の一分銀に交換し、さらに小判（金貨）に変えて国外に持ち出したので、金貨が大量に流出しました。

これらは密貿易も多く、外国商船が入港すると、運上所の役人が乗船し、甲板に小屋を組んで見張っていましたが、役人が寝たあと密かに荷物を積み下ろし、波止場を通過して、倉庫に入れ、無税のもののみ運上所の検査を受けました。

小判や銅貨などの交換は、闇夜に墓地で行われたとされ、小判は上級船員、銅貨は下級船員の有利な仕事であったとされています。